

## 北海学園大学日本語教育研究会会則

(名称)

第一条 本会は、北海学園大学日本語教育研究会と称する。

(目的)

第二条 本会は、日本語教育及びその関連領域（日本語学、言語学、言語教育、異文化間教育等）に関する研究を行い、会員相互の研鑽を図ることを目的とする。

(事業)

第三条 本会は前項の目的を達成するために、以下の事業を行なう。

- 1 機関誌、会報、会員名簿等の発行
- 2 研究会、シンポジウム等の開催
- 3 学術講演会
- 4 その他必要と認める事業

(会員)

第四条 本会は、会の趣旨に賛同する者、並びに本学専任並びに非常勤教職員、大学院生、研究生、学部生等で、会費を納入した者をもって組織する。

(役員)

第五条 本会は以下の役員を置き、会の運営に当たる。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| 1 代表                | 1名  |
| 2 運営委員（庶務、企画、編集、会計） | 若干名 |
| 3 会計監査              | 2名  |

(役員の仕事)

第六条 本会の役員は次の仕事にあたる。

- 1 代表は運営委員を招集し、事業計画を決定する。
- 2 運営委員会は事業計画を立案し、企画、庶務、編集、会計の業務を分担する。また、必要に応じて、運営委員以外の会員に業務を依頼することができる。
- 3 会計監査は会計を監査する。

(役員を選出)

第七条 本会の役員は次の方法により選出する。

代表、運営委員、会計監査は会員の中から、それぞれ総会の議を経て選出する。

(総会)

第八条 本会は毎年一回総会を開き、以下のことを行なう。

- 1 役員を選出と承認
- 2 前年度の事業報告、並びに、前年度決算、当年度予算の審議、承認
- 3 会則の決定
- 4 その他

(会計)

第九条 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれに当たる。会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第十条 本会の事務局は、北海学園大学中川研究室におく。

---

付則

- 1 会費は年額一般会員 2,000 円、学生会員 1,500 円とする。
- 2 本会則は、平成 20 年 1 月 18 日より施行する。